

平成26年（ネ）第126号 大飯原発3，4号機運転差止請求控訴事件

一審原告 松田正 外187名

一審被告 関西電力株式会社

## 進行に関する意見書

平成26年11月5日

名古屋高等裁判所金沢支部第1部C1係 御中

一審原告ら訴訟代理人 弁護士 佐藤辰弥

同 弁護士 笠原一浩

上記事件の進行に関し、下記のとおり意見を申し述べる。

1 一審被告は速やかに具体的主張を行い、立証計画を明らかにすべきこと

(1) 一審被告は、平成26年5月22日に控訴し、同年7月11日に控訴理由書を提出し、同年10月24日に準備書面(17)を提出した。当該準備書面(17)の内容は、原発の安全性についての一般論を展開し、各所において「詳細は改めて追って述べる」とするものである。

また、一審被告は、控訴から5か月を経過した現在に至っても、立証計画を全く明らかにしていない。

しかし、これらは、控訴審における集中審理に反するのみならず、一審被告控訴理由書提出後の平成26年8月4日開催の進行協議期日における裁判所の要求を全く無視するものである。

当該進行協議期日においては、要旨、下記問答がなされた。

① 当事者双方同席時の裁判所及び一審被告の問答

裁判所 「今日、まず出発点として基本的にお伺いしたいのは、関西電力、原告を含めて今後どういうことを進行としてお考えになっているのか。主張はもちろん、証拠調べについて、こういう証人を考えているとかの基本的なことを双方から聞かないと、いつ頃第1回期日を入れて、どれくらいの期間をおいて、1期日に付きどれくらいの時間をとるのか、そういうところに全部影響してくる。決まっていないということであれば、いつ頃までに、どの程度の目処がつくのか。そういうことを聞きたい。関西電力は、どうか。」

一審被告「まず、一審原告の控訴理由に対する認否反論は第1回期日までにする。その余に関しては、まず、安全性を説明する書面を提出予定。現時点で、具体的に主張を予定しているのは、それくらいである。」

裁判所 「これは第一審ではなく控訴審であるので、第一審判決を踏まえて、ここの立証が足りなかったとか、そういうお考えであれば、書証で足りるのか、証人尋問ということになるのか、どうやって全体の計画をたてるのか、ということになるので、今の話では不満である。」

一審被告「現在、基準地震動については再検討中である。これに関して主張できる段階になれば、主張したいと考えている。現時点で具体的にいつか、ということは、明言できない。」

裁判所 「さっきから申し上げているように、一審判決を踏まえて、その上で、ということなので、今の回答では不満がある。だから、この点が問題であり、それについて、学者なりの証人尋問を考えており鋭意交渉中である、とか、そういうところをある程度。」

一審被告「鋭意、検討したいと思う。次回、席を設けていただければそのときにお話したい。」

裁判所 「裁判所としては全然納得できない。今回は、今言ったように、証人を立てるのか立てないのか、交渉具合はどうかを含めて、もうちょっと具体化した話をしていただかねば、何をやっているんだ、ということをおっしゃっていただかざるを得ない。」

② 一審被告との個別協議後の裁判所の発言

裁判所 「今、被告と話をして、9月中に、9月頃にはもう少し具体化させていただけなのか、という話をした。新しい審査基準との関係とかで、もうちょっと時間がほしい旨、言っていた。しかし、9月の段階でできるだけ具体化したものを聞かせていただいて、具体化できないのであればその理由を聞かせていただきたい、という話になった。」

このように一審被告控訴理由書提出後に開催のされた進行協議期日において、裁判所は、一審ではなく控訴審であることを改めて示した上で、控訴人である一審被告に対し、速やかに具体的主張を行い、立証計画を明らかにすることを強く求めた。

しかし、一審被告が当該進行協議期日後に提出した準備書面(17)の内容は、原発の安全性について原審で主張した一般論を繰り返し、各所において「詳細は改めて追って述べる」とするものであり、また、現在に至っても、一審被告の立証計画は全く明らかにされていないことからすれば、一審被告は、当該進行協議期日における裁判所の要求を全く無視し、徒に審理を引き延ばそうとしていると言わざるを得ない。

- (2) 一審被告の八木誠社長は、原判決の言渡し日の6日後である平成26年5月27日の記者会見において、原判決が運転差止を命じた本件原発について、「原子力規制委員会の安全審査、国の了承、地元である福井県、立地町の同意という条件が整えば、再稼働を実現していく。」と発言した(添付資料1＝「平成26年5月28日福井新聞記事」)。

また、一審被告は、同年6月8日の福井県内の新聞各紙に折り込んだ冊子において、原判決について、「当社は、これまでの主張が裁判所にご理解いただけなかったことについて、誠に遺憾であると考えており、5月22日に控訴し、判決は確定していません。引き続き、控訴審において大飯発電所3、4号機の安全性について主張してまいります。当社としましては、今後も引き続き、新規制基準適合性に係る審査に真摯、かつ迅速、的確に対応し、安全性が確認されたプラントについては、立地地域の皆さまのご理解を賜りながら1日も早く再稼働できるよう全力で取り組んでまいります。」と記載した(添付資料2＝「関西電力の地域交流誌 越前若狭のふれあい特別号No. 27」)。

このように一審被告が司法判断を軽視し、原判決が運転差止を命じた本件原発についても、控訴審判決を待たずに再稼働しようとしていることは明らかであるところ、上記のとおり進行協議期日における裁判所の要求を全く無視し、徒に本控訴審の審理を引き延ばそうとする一審被告の姿勢は、本控訴審が結審される前に本件原発を再稼働して既成事実としようとしていると言われても仕方のないものである。

本件原発は、福島原発事故後に再稼働された唯一の原発であるところ、一審被告は、本件原発の安全性が確認されたとして再稼働を行っているのであるから、本件原発の安全性の主張・立証を行うには時間を要するという言い訳は立たない。

- (3) 一審被告が本控訴審が結審される前に本件原発を再稼働して既成事実とするため、徒に本控訴審の審理を引き延ばそうとしているとすれば、このようなことは決して許されないし、そうでないならば、一審被告は、上記進行協議期日における裁判所の要求に応じ、速やかに具体的主張を行い、立証計画を明らかにすべきである。

裁判所におかれては、一審被告に対し、攻撃防御方法の速やかなる提出時期を設定されたい(法301条1項)。

- 2 一審被告の主張・立証計画は口頭弁論期日において明らかにされるべきこと  
上記のとおり一審被告は，進行協議期日における裁判所の要求を全く無視し，  
徒に本控訴審の審理を引き延ばそうとしている。

このような従前の経過を踏まえれば，今後の一審被告の主張・立証計画については，非公開の進行協議期日ではなく，公開の法廷で行われる口頭弁論期日において明らかにされるべきである。

以上